

令和元年人事委員会勧告に当たって（談話）

令和元年10月23日
埼玉県人事委員会
委員長 武笠正男

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告、勧告及び意見の申出を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与を確保する機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を446円（0.12%）下回る結果となりました。そのため、初任給をはじめ主として若年層について給料表の水準を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.50月分に引き上げることとしました。

月例給と特別給の引上げは6年連続となります。公務を取り巻く環境が厳しさを増す中で、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆さんにとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

このほか、本年は国等の状況を踏まえた地域手当等の見直しや国に準じた住居手当の改定を勧告するとともに、特殊勤務手当の見直しについて意見を申し出ました。

人事管理に関しては、人材の確保、育成及び活用のほか、総実勤務時間の縮減等の働き方改革やハラスメントの防止等の勤務環境の整備について、課題や取組の報告を行いました。

また、知事部局職員を対象に職場のハラスメントに関するアンケート調査を実施し、その結果についても報告しました。

職員の皆さんにあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。